

第二種特定鳥獣管理計画（2022 年度～）の策定に係る
パブリック・コメントの実施結果と対応について

1 概要

(1) 意見募集期間

2022 年 1 月 14 日（金）から 2 月 12 日（土）まで

(2) 実施結果

ア 意見提出者数 1 名（電子メール、個人、県内）

イ 延べ意見数 4 件

2 意見及び対応（案）

No.	意見等	対応（案）	区分※
1	<p>第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ、イノシシ、カモシカ）では、階層ベイズ法を用いた個体数推定が行われているが、階層ベイズ法は用いるモデル式や事前分布によって、得られる結果が異なるものである。階層ベイズ法に基づく推定結果をもとに目標捕獲頭数を決めたことが妥当であると主張するためには、モデル式や事前分布の説明と、任意に決められるモデル式の中から、そのモデル式を採択した理由の説明が必要である。</p>	<p>本県では、専門家の助言のもと、県による糞塊法等の調査結果や捕獲数等の資料を使用し、環境省や他の自治体による資料も参考にしながら検討し、階層ベイズ法により生息数を推定しております。</p>	③
2	<p>第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カモシカ）のモニタリング項目の「農業被害調査」において、農業被害の増減を 5km メッシュで把握とあるが、自治体によっては市町村内の被害分布を集計できる方法で調査を行っていない。また、市町村が報告する農業被害金額については、算出方法が市町村によって異なることもあるため（山端ほか 2017※）、県レベルなど広域での長期的なトレンドを追うことは可能であるが、5km メッシュ等での空間的な比較には不向きと思われる。このような中で、兵庫県等では市レベルより詳細な農業組合を対象に、県下一律の被害程度のアンケート調査を実施することで、大まかな空間比較が可能とし、管理に活かしている。</p> <p>愛知県においても、空間的な管理戦略の立案のためには、空間解像度が高い一律な方法による農業被害の把握を進める必要があるのではないだろうか。</p> <p>※山端直人・飯場聡子・鬼頭敦史（2017）集落アンケートを用いた鳥獣被害金額算出方法の検討 三重県における鳥獣被害金額算定の試行. 農村計画学会誌 36:363-368.</p>	<p>農業被害調査の取りまとめの際には、5km メッシュ単位での把握に努めております。</p> <p>なお、いただいた御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>	③

No.	意見等	対応（案）	区分※
3	<p>第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）の資-18において、岡崎市がワイヤーメッシュを「かなり効果あり」とされているが、岡崎市鳥獣被害防止計画（令和元年度）の侵入防止柵の整備計画には「猿用ワイヤーメッシュ+電柵」とあり、実際に市内に新しく張られた大規模なワイヤーメッシュの上部には電柵がついているものが多い印象である。資-18の表4を作成する際のアンケート項目にこのような猿用の複合柵に関する回答項目が設けられていなかった場合、回答者が誤ってワイヤーメッシュに複合柵の効果を記載した可能性があると思われる。事実関係の確認が必要である。</p>	<p>岡崎市が「かなり効果あり」としているものは、シカやイノシシ用のワイヤーメッシュ柵の上部に電気柵を付け足したものとなります。</p> <p>資料編 p. 18 の記述は、表中の「金属柵、ワイヤーメッシュ」との部分「複合柵（ワイヤーメッシュ+電気柵）」とし、文中の「なお、岡崎市はワイヤーメッシュについて、「かなり効果あり」としている」の記述については、「なお、岡崎市はワイヤーメッシュの上部に電気柵を付け足した複合柵について、「かなり効果あり」としている」と修正します。</p>	①
4	<p>第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）の資料-14において、「区画法による生息個体数の推定は実施しなかった」とあるが、階層ベイズ法による解析に使用しなかったということか。そうであれば、同計画 p. 8 の表 2 や資-15 の調査結果の 1 行目に書かれた記載と矛盾が生じる。区画法だけのデータをもとに面積をかけるなどする方法での生息個体数推定は行わなかったということか。文意を明確にする必要がある。</p>	<p>区画法により得られた調査結果は、階層ベイズ法による推定に用いておりますが、区画法だけのデータを基にした生息数の推定は行っておりません。</p> <p>なお、資料編 p. 14 の「区画法については、確認個体数等のデータを取りまとめたものの、実施区画が限られていたことから、区画法による生息個体数の推定は実施しなかった。」の記述については、削除します。</p>	①

- ※区分：①意見を踏まえ、計画（案）の修正をするもの
 ②事業の実施段階で対応するもの
 ③意見に対する県の方針を示したもの
 ④計画（案）への反映が困難と考えられるもの
 ⑤計画（案）に記載のあるもの